

平 15 全経外第 1 号

平成 15 年 1 月 21 日

企業会計基準委員会 御中

全 国 銀 行 協 会

「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い  
(その2)(案)」に対する全銀協意見書について

今般、当協会では、標記実務対応報告公開草案に対する意見を下記のとおり  
とりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

1. 「繰延税金資産及び繰延税金負債の計上の手順(Q1)」および「個別財務  
諸表における回収可能見込額と連結納税主体における回収可能見込額に差額  
が生じる場合の取扱い(Q4)」

## (意見)

連結納税子会社を親会社とする連結財務諸表作成時における、法人税に係  
る繰延税金資産の回収可能性の判断については、実務上の負担も考慮し、個  
別財務諸表における回収可能見込額の合計金額に連結財務諸表固有の一時差  
異のみ調整する方法や、Q3のAなお書き以下の方法により連結納税主体の  
「監査上の取扱い」5(1)の例示区分に基づき判断を行なうことなど、簡便的  
な取扱いを認めていただきたい。

## (理由)

連結納税子会社を親会社とする連結財務諸表を作成する場合、法人税に係  
る繰延税金資産の回収可能性の判断は、連結納税主体、各連結納税会社に加  
えて更に実施することとなる。この場合、各連結納税会社における回収可能  
見込額を基に判断する方法や、連結納税主体における判断に基づく方法を採  
用することも、従来の取扱いや連結納税制度の趣旨を勘案、特段の支障がな  
いものと考えられることから、これらの方法も採用し得る旨を明記していた  
いただきたい。

2. 「個別財務諸表における繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（Q2）」および「個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断（Q3）」

（意見）

Q3のA（7頁）では、連結納税制度適用時の繰延税金資産の回収可能性について、「監査上の取扱い」5（1）の例示区分に準じて過去の業績等の状況に基づいた判断を求めているが、同取扱いに準拠することに止まらず、企業再編実施時等においては、連結納税主体の財務状況等の実態判断により取扱うことも認められる旨明記していただきたい。

（理由）

企業グループとしての将来所得見積りは、例えば企業再編実施時など、必ずしも過去の業績等から判断することが適切とは言えない場合がある。また、主要な会社の事業計画等を基に策定するなど、必ずしも納税主体としての事業計画等に依拠しない方法や、事業税の将来国内所得見積額算定における簡便な方法の採用なども実務的に考えられる。そのため、回収可能性の判断にあたっては、連結納税主体の財務状況にもとづき行うことも認めていただきたい。

3. 「個別財務諸表における繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（Q2）」

A（2）中、「…繰越欠損金に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の金額は…」について、繰越欠損金は将来減算一時差異であり「繰越欠損金に係る繰延税金負債」はないため、「及び繰延税金負債」を削除すべき。

以 上